

資料 4 - 4 鳥取市森林整備計画

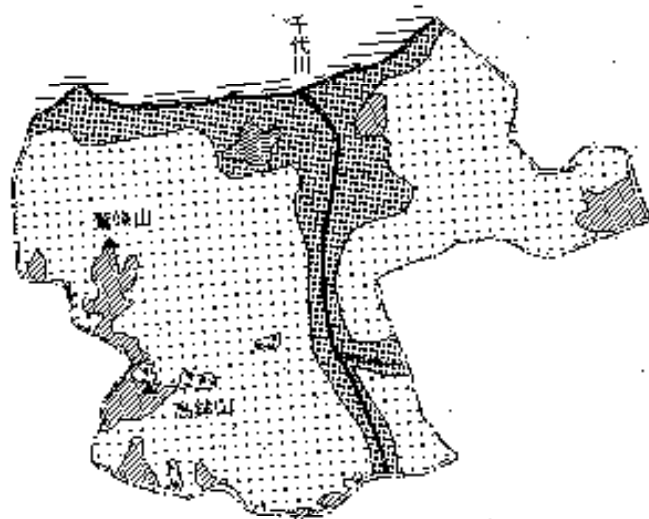
鳥 取 市 森 林 整 備 計 画 鳥 取 県 鳥 取 市	<p style="text-align: center;">鳥取市森林整備計画</p> <p>計画期間 { 自平成24年4月 1日 至平成34年3月31日</p> <p style="text-align: center;">樹立：平成24年3月30日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 鳥取市</p>
---	--

鳥取市位置図

N



縮尺 = 1/250,000



- | | |
|--|-------|
| | 公有林 |
| | 国有林 |
| | 宮行産林 |
| | その他土地 |
| | 海 |

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- II 森林整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等
 - 2 鳥獣による森林被害対策の方法
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 その他必要な事項

※ なお、市町村合併に伴う林班変更に伴い、本計画では新林班を使用しているが、森林経営計画（森林施業計画）等で旧林班が使用されている場合は、下記のとおり新林班に読み替えするものとする。

旧市町村名	新林班と旧林班との関係
鳥取市	新林班＝旧林班
国府町	新林班＝旧林班＋300
福部村	新林班＝旧林班＋417
河原町	新林班＝旧林班＋500
用瀬町	新林班＝旧林班＋608
佐治村	新林班＝旧林班＋713
気高町	新林班＝旧林班＋800
鹿野町	新林班＝旧林班＋829
青谷町	新林班＝旧林班＋870

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成16年11月、県東部の国府町・福部村・河原町・用瀬町・佐治村・気高町・鹿野町・青谷町・鳥取市が合併し、面積76,566ha、山陰地方初の20万人都市となっている。

市の北側は日本海に面しており、市の中央を南北に流れる千代川の河口に位置する鳥取平野に市街地が形成され、市の中心部となっている。

林業関係の主な機関、団体として、鳥取森林管理署、鳥取水源林整備事務所、鳥取県庁、(社)鳥取県緑化推進委員会、(財)鳥取県造林公社、鳥取県森林組合連合会、鳥取県東部森林組合、八頭中央森林組合(及び同用瀬事業所)、鳥取県木材協同組合連合会及び(財)日本きのこセンターが所在している。

森林等を対象とした自然公園として、海岸部の鳥取砂丘の松林等の山陰海岸国立公園、千代川水系野坂川源流部にある安蔵森林公園、湖山池近くの里山には本県最大の森林公園「とっとり出合いの森」が整備されている。また、市街地と接した史跡名勝地、久松山及び旧城山国有林は本市のシンボリック存在となっている。

一方、本市の林野面積は54,523haで、林野率は71.2%となっている。このうち民有林は48,241ha(人工林率46.14%)となっている。

森林は温暖化防止、生物多様性の保全のほか日々の市民生活に必要な多面的機能を有しているため、計画的に保全管理され、健全な森林としてその機能を発揮することが望まれている。しかし、本市林業の状況は木材価格が振るわないことに加えて、路網密度が低く施業のコスト縮減が図れない等の実態から林業離れが進み、適期の各種施業が滞っている。

今後、保育施業を容易にし、間伐材の利活用を拡大させるため、行政からの支援策を軸としながら作業道の整備・機械化の推進・地元産材の利用促進・新規就業者の育成などを重点的に進めて行く必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持

	する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に見職のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する河畔林
木材等生産機能	木材の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進する。

森林の区分	森林整備及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>殿ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮して上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進

	<p>するとともに、高齢級の森林への誘導を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、その適切な管理を推進するとともに、保安林の適正な整備及び保安施設の整備についても県に積極的に協力して推進を図ることとする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気等の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の適正な整備や管理を県に積極的に協力して推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の適正な整備や管理を県に積極的に協力して推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する河畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持送信を図る森林として保全する。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。</p> <p>施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

育成単層林においては、保育・間伐の積極的な推進、また天然生林においては的確な保全・管理により、水源涵養・山地災害防止機能の維持増進を推進する。

また、路網を中心とする生産基盤の整備については、効率的な森林施業と森林の適切な管理、経営に欠くことのできない施設であり、あわせて農山村地域の振興にも資することから本市の重要な課題として整備を積極的に推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化、省力化に大きく寄与する施設として作業道が挙げられる。この作業道開設にかかるコスト縮減対策として平成18年度より鳥取式作業道開設士制度がスタートしている。この制度は、高密度の路網を安価で整備することにより、間伐材搬出コスト削減を含む森林施業の合理化を図ることを主眼としている。長期の施業受委託を推進し、団地化されたエリアにおいて、鳥取式作業道を導入し、より効率的な森林施業を図っていくため、開設士の増員を推進する。また、鳥取市が株主となっている(株)鳥取林業サービスが保有する高性能林業機械についても作業道が整備されることにより、利用頻度の向上が予想され、林業機械による施業の合理化につなげていきたい。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。

具体的には、森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して下表のとおりとする。

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
40年	45年	35年	45年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の

維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

加えて、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮と調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から 3 月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

樹種	生産目標	期待径級 (cm)
スギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34

マ ツ	一 般 材	18
	梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下(伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下)を基準とすること。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を原則とし、かつ、自然環境に適応するとともに諸害に十分耐えうるものとする。また、森林の有する公益的機能など社会的要請も勘案して行うものとする。

造林対象樹種及び場所については、スギは沢沿い～斜面下部(乾燥土壌は除く)谷筋、ヒノキは斜面中腹～斜面上部、マツについては、クロマツを海岸部の砂丘地を基本とする。

区分	樹種(針葉樹)	樹種(広葉樹)	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、ケヤキ等の高木性樹種	マツ：アカマツ、クロマツ

(2) 人工造林の標準的な方法

ア. 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基本とする。

なお、下記の植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業改良指導員又は鳥取市の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
ス ギ	中仕立て	3, 0 0 0

ヒノキ	中仕立て	3, 000
マツ	中仕立て	3, 000
クロマツ		5, 000

イ. 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。

急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。

b 植付け方法

苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。

c 植栽の時期

気象（特に乾燥）及び苗木の生長活動の盛んな時期は避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また、秋植えにおいては苗木の生長が終わるころに行う。

d 樹下植栽の標準的方法

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種 1

区分	樹種（針葉樹）	樹種（広葉樹）	備考
天然更新対象樹種 （ぼう芽更新可能樹種）		クヌギ、コナラ等の高木性樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は下記のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

ア. 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ コナラ等の高木性 広葉樹	「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）のとおりとする。

イ. 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は自然条件や社会的要請、並びに林業経営上から検討し、必要な林分について行う。

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

ウ. その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は鳥取市による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新を図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

人工植栽により造成された森林、種子を供給する母樹が存在しない森林であって、天然更新が期待されないものについては、原則として個々にその森林を植栽によらなければ的確な更新が困難な森林で、本市においては、海岸部砂丘地域の松くい虫被害跡地で、冬季の季節風、潮風等によりの確な更新が困難である区域は次のとおりである。

(林班)

(鳥取地域) 1,2,3,195,200,205,206,207 及び 208 の一部	面積	12.17 ha
--	----	----------

4 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア. 人工造林の場合

区分	樹種 (針葉樹)	樹種 (広葉樹)	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、ケヤキ等の高木性樹種	マツ：アカマツ、クロマツ

イ. 天然更新の場合

区分	樹種 (針葉樹)	樹種 (広葉樹)	備考
天然更新対象樹種 (ぼう芽更新可能樹種)		クヌギ、コナラ等の高木性樹種	

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

5 その他必要な事項

県と連絡を密にしながら、治山事業等により、マツノザイセンチュウに抵抗性のあるクロマツの導入を推進し、実施に当たっては、肥料木との混植を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

本市においては人工林のうち35年生以下が60%を占めており、これらの林分を今後も適正な間伐及び保育の実施を図るために、下表のとおり具体的な推進方策を示して積極的な施業の実施を推進する。

なお、アカマツ、クロマツ、クヌギ等広葉樹については標準的な方法は示さず、必要に応じて実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的林齢(年)				間伐の方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	3,000	15～20	25～30	35～45	50～60	対象林分の状況を把握して適正な立木密度管理を行う。
	一般材	3,000	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	3,000	15～20	25～30	40～50	60～70	
	一般材	3,000	15～20	25～35			

※間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は今まで育成してきた人工林を健全な状態に維持して成育を促進し、利用価値の向上を図るうえで必要不可欠な作業である。

森林の立木における成育の促進及び林分の健全化を図るため下表を標準とし、既往における保育の方法、時期、回数、植生状況に合わせた作業方法、立木の成長度合い

を勘案し、適切に実施する。

○保育を実施すべき標準的な林齢及び回数

種類	樹種	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 ~ 20	21 ~ 25	26 ~ 30
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
つる切	スギ							←	△	→		←	△	→					
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→					
除伐	スギ										←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ										←	○	→		←	△	→		
雪起こし	スギ	←					△									→			
	ヒノキ	←					△									→			
枝打ち	スギ											←		○		←	→	△	→
	ヒノキ											←		○		←	→	△	→

(注) △は必要に応じて実行する。

3 その他必要な事項

(1) 間伐を実施すべき森林の立木に収量比数

樹種	仕立て方	収量比較 (R y)	備考
スギ	中仕立て	0.73	
ヒノキ	中仕立て	0.68	

(参考) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木材積 (m³/ha)

樹高 (m)	スギ	ヒノキ	樹高 (m)	スギ	ヒノキ
	0.73	0.68		0.73	0.68
7	120	124	15	336	298
8	144	145	16	367	321
9	169	166	17	398	344

1 0	1 9 4	1 8 7	1 8	4 3 1	3 6 7
1 1	2 2 1	2 0 9	1 9	4 6 3	3 9 1
1 2	2 4 9	2 3 1	2 0	4 9 6	4 1 4
1 3	2 7 7	2 5 3	2 1	5 3 0	
1 4	3 0 7	2 7 5	2 2	5 6 5	

(2) その他

森林法第 10 条の 10 第 2 項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

また、上記に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は附属資料のとおりとする。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林で、下記の 4 種類の区域からなる。

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養維持増進森林」という）
- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という）
- ③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境機能維持増進森林」という）
- ④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健機能維持増進森林」という）

ア 区域の設定及びその基準

各区域の設定等は別表 1 にまとめる他、図示することとする。

A 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

B 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

C 快適環境機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

D 保健機能維持増進森林

国立公園、国定公園、保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 森林施業の方法

A 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

○伐期齢の下限

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
50年	55年	45年	55年	20年	30年

B 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以

外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、付属資料にまとめる。主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

○伐期齢の下限

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
64年	72年	56年	72年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

ア 区域の設定及びその基準

区域の設定は別表1にまとめる他、図示することとする。設定の基準は林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めた。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森

林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林GISの活用や地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理することにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化が特に望まれるのはある程度まとまった団地で効率的に作業路網を整備することで搬出コストの削減を図り、儲かる森林作りをするためである。スギ、ヒノキの人工林が面的に広がるエリアを重点に施業の共同化が図られるよう関係者への啓発を図って行く。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林保有規模で見ると保有規模1ha未満の零細な林家が多く高齢化率も高い。そのため、集落の森林を共同で施業するのではなく、計画を含め森林組合に委託しているのが実態である。よって、森林施業共同化重点的实施地区の設定は行わない。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という）全員により年次別の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、施業は可能な限り

- 共同で、または森林組合等森林事業体へ共同委託により実施することを旨とする。
- ②作業路網その他の施設の維持管理は共同作成者の共同により実施する。
 - ③共同作成者の一部のものが施業等の共同化につき、遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることの無いよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
 - ④共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては下記のとおりとする。

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

基幹路網整備とあわせて効率的な林業施業を推進する区域については定めないものとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作成に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

○林道の開設又は又は拡張に関する計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の 計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	鳥取市	河内鬼入道	1,800m - 1箇所	1,070ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桑原河内	1,800m - 1箇所	1,126ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市、智頭町	箆山	3,900m - 1箇所	1,734ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宇津ノ谷	700m - 1箇所	120ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宝殿木原	900m - 1箇所	338ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	神護稲葉山	3,800m - 1箇所	105ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大茅山	1,900m - 1箇所	151ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	扇山	600m - 1箇所	681ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	美敷高岡	2,000m - 1箇所	138ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大石	2,100m - 1箇所	251ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	口木戸	300m - 1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	箭溪	1,500m - 1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	多鯉ヶ池	800m - 1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桜谷	900m - 1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	馬込	2,400m - 1箇所	157ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	三滝	1,800m - 1箇所	483ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	睦小屋	200m - 1箇所	229ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	黒見谷	200m - 1箇所	113ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	釜ヶ谷	600m - 1箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	別府家奥	600m - 1箇所	134ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	本谷	700m - 1箇所	205ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	木合谷	400m - 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大段	400m - 1箇所	29ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	ホウニン	400m - 1箇所	42ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	河本	200m - 1箇所	22ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	南平	200m - 1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	高谷	400m - 1箇所	152ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大平	400m - 1箇所	33ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	万蔵谷	700m - 1箇所	178ha		森林管理道
拡張	改良		鳥取市	鳥取中央	2,000m - 1箇所	1,203ha		幹線
拡張	舗装		鳥取市	福地荒舟	600m - 1箇所	529ha		幹線
拡張	改良		鳥取市、岩美町	河合谷	600m - 1箇所	4,346ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	桑原河内	1,500m - 1箇所	1,126ha		幹線
拡張	改良		鳥取市、智頭町	箆山	4,400m - 1箇所	1,743ha		幹線
拡張	舗装		鳥取市、智頭町	箆山	12,700m - 1箇所	1,743ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	高路岩坪	600m - 1箇所	407ha	○	その他
拡張	舗装		鳥取市	高路岩坪	2,000m - 1箇所	407ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	毛無山	600m - 1箇所	70ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	宇礼谷	400m - 1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	宇礼谷	200m - 1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	十神	200m - 1箇所	32ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	三谷	1,200m - 1箇所	51ha		その他
拡張	改良		鳥取市	三谷	1,000m - 1箇所	51ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	神の谷	500m - 1箇所	38ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	山葵谷	3,100m - 1箇所	101ha		その他
拡張	改良		鳥取市	笑道谷	200m - 1箇所	105ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	笑道谷	1,900m - 1箇所	105ha		その他
拡張	改良		鳥取市	山湯山	200m - 1箇所	42ha		その他
拡張	改良		鳥取市	摩尼山	400m - 1箇所	79ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	摩尼山	800m - 1箇所	151ha		その他
拡張	改良		鳥取市	本谷	1,100m - 1箇所	387ha		その他
拡張	改良		鳥取市	天王	200m - 1箇所	73ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大ナル	400m - 1箇所	30ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	大ナル	2,000m - 1箇所	30ha		その他
拡張	改良		鳥取市	佐谷小畑	500m - 1箇所	529ha		その他
拡張	改良		鳥取市	堂ヶ谷	2,100m - 1箇所	273ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大谷	300m - 1箇所	98ha		その他

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区 域面積)	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張	舗装		鳥取市	八葉寺	1,800m - 1箇所	82ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中山	2,000m - 1箇所	70ha		その他
拡張	改良		鳥取市	兵円山	900m - 1箇所	71ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	兵円山	900m - 1箇所	71ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	赤井谷	400m - 1箇所	138ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	若桑	1,000m - 1箇所	51ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	天神原谷一木	1,000m - 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		鳥取市	セバ谷	300m - 1箇所	321ha		その他
拡張	改良		鳥取市	西ヶ谷	300m - 1箇所	59ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中津美支	300m - 1箇所	64ha		その他
拡張	改良		鳥取市	見打谷	200m - 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		鳥取市	板井原	600m - 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		鳥取市	赤松谷	500m - 1箇所	77ha		その他
拡張	改良		鳥取市	林ノ谷	600m - 1箇所	52ha		その他
拡張	改良		鳥取市	向井谷尾根	400m - 1箇所	98ha		その他
拡張	改良		鳥取市	滝谷本	200m - 1箇所	39ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	滝谷本	300m - 1箇所	39ha		その他
拡張	改良		鳥取市	板井原杉森	500m - 1箇所	202ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	板井原杉森	1,000m - 1箇所	202ha		その他
拡張	改良		鳥取市	クラリ谷	600m - 1箇所	108ha		その他
拡張	改良		鳥取市	万蔵谷	1,600m - 1箇所	178ha		その他

区分	種類	延長(m)	箇所数	
開設	林道	32,600	29	
	(内訳)	森林基幹道	7,500	3
		森林管理道	25,100	26
拡張	改良	25,500	32	
	舗装	31,600	17	
	計	57,100	49	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

2 その他必要な事項

なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の育成及び確保に関する事項

ア 林業に従事する者の育成及び確保の方向

本市の森林所有者は農業及び非農家の複合経営が大部分であり、農閑期や日曜・休日を利用した林業従事者がほとんどである。林家後継者のほとんどは林業に関心を示さず、林業に従事していたものも木材不況により林業離れとなり、林業従事者の確保はいつそう困難な状況となっている。よって、森林整備の担い手は森林組合等を中心に育成、確保していかなければならない状況となっている。

本市は以下の3点を柱に施策を展開する。

- ① 森林組合等が雇用する林業労働者の雇用条件の改善に努め、担い手作りを促進するとともにU・J・Iターンによる新たな林業担い手の育成・確保を支援
- ② 中山間地域でのグリーンツーリズムを進め、林業に興味のある新規就業者の発掘を進める。
- ③ 間伐材等の販売体制を整備するとともに、しいたけや木炭の生産体制を支援して林業所得の向上を図り、新規参入意欲の喚起を図る。

イ 林業労働者、林業従事者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

林業事業者における雇用体制を改善するため、鳥取県林業労働力確保支援センター等を核として、森林組合等事業者における雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件等雇用管理の改善を推進する。また、林業従事者育成を目的とした、各種技術研修に協力して、技能の向上を推進するなど人材の育成に努める。

(2) 林業後継者等の育成

本市では鳥取市林業振興協議会、福部町林業研究会、鹿野町林業研究グループ、青谷町林業研究会、用瀬町林業研究会、佐治町林業研究会の林研グループが自主的に林業技術の習得、林業経営の研究を行っている。しかし、林研会員の高齢化が進んでおり、これまで会員間に蓄積されてきた技術を次の世代に伝えていくことが重要な課題となっている。各林研で行われている各講習会を通じ、各地区で後継者育成を図って行くこと、そして林研会員の裾野を広げることで林業後継者の育成を図る。

ウ 林業事業体の体質強化方策

(1) 鳥取県東部森林組合

本組合は、比較的健全な経営が行われており、若年層の職員確保、指導体制、機械、施設等も整っており、安定した体質で運営されている。

しかし、素材生産部門が弱体である一方で、林家等は森林組合に対して、零細事業の受委託の実施を強く求めており、組合本来の機能は十分に発揮されているとはいえない状況にある。

(2) 八頭中央森林組合

本組合は若年層の職員確保、指導体制、機械、施設等も充実しており、安定した体質で運営されている。しかし、近年は木材価格の低迷により、林業離れが進み、山の魅力が薄れる中で、本組合は国産材加工場を平成16年から平成18年にかけて丸棒加工機、乾燥機注入施設等を整備して間伐の推進と間伐材の加工に力を入れ、林業の安定的な経営を目指している。

本市としては、林業の中心的な担い手である森林組合の事業参入が可能な各種事業（市行造林等）、補助事業（造林及び松くい虫被害対策等）を展開する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

ア 林業機械化の促進方向

本市では、小規模分散型の林分に加えて、路網密度が低いことから、林業機械の稼働条件が整っていない。しかし、適正な保育管理や成熟林分の利用を勘案すれば、林業機械の導入は必要不可欠である。また、林業労働者の減少及び高齢化が進んでいる状況を踏まえて、作業の軽減及び省力化による効率的な生産を確保する必要があり、施業の団地化を行い高性能機械の導入を推進する。

イ 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり設定する。

作業の種類	現状	将来
伐木造材	チェンソー	プロセッサー、チェンソー
集材	架線及び集材機、人力等	タワーヤーダ、グラップル、2 tトラック
木材搬出	人力、林内作業車	林内作業車、フォワーダ

ウ 林業機械化の促進方策

区分	促進方法
森林組合	スイングヤーダー、プロセッサー、林内作業車、集材機の導入。

	高性能林業機械オペレーターの養成は、県等が行っている研修会等への積極的参加を進め安全性確保及び生産コストの低減を推進することとする。また、効率的な生産体制の整備や生産性向上のため、施業の団地化を推進する。
担い手育成財団	有資格林業技能者育成の協力。
林研グループ	林業機械化促進の諸施策の啓発と実践
鳥取市	基盤整備（作業道、林道）、啓発活動

※機械施設の導入に当たっては（株）鳥取林業サービスと利用計画について十分協議しながら実施する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市は鳥取県東部一円の主要な木材集積地となっており、数多くの木材の流通、加工施設が整備されているが、他産地をリードするまでにはいたっていない。

特に地域流域で取り組む必要のある流通加工は、千代川流域のスギを中心とした膨大かつ成熟した資源があるにもかかわらず、供給体制の整備は遅れている。

本市を中心とした地域流域が林業地として生き残るためには、伐期に達した森林の利用対策が何よりも重要であり、そのためには、他産地と競争できる小口流通体制が必要であり、現状の地場需要に対しても他産地に奪われている（市内の新築住宅建築に地元材がほとんど使用されていない）現状を関係者は認識する必要がある。

ア 木材加工の合理化

加工生産体制では、従来から化粧重視生産から、強度重視の住宅品質確保推進法への対応、難しいスギの乾燥を容易にする集成材の部材化、量産のノーマン化工場の続出に対応したコストの軽減策。生活様式の洋風化に伴う大壁用柱の需要構造の変化などの対応について立ち遅れが目立っていると考えられる。

今後林業事業体の積極的な製品開発とコスト縮減に対する取り組みを支援すると共に、産官学が一体となった検討・研究手法を活用して、消費者ニーズに応えられる各種木材加工品の生産に取り組んでいく必要がある。

イ 特用林産物

本市の特産品であるシイタケについて、原木資源が豊富な状況の中で、生産者及び生産量は減少傾向にある。今後JA及び森林組合と連携を密にして、原木ほだ木の安定供給、機械施設等の共同化及び品質向上のため施設整備を推進していく。

エノキタケ、ナメコ、ヒラタケについては、地場消費となっている。近年マイタケの需要が急速に伸びており、原木生産を行っている先進地を視察するなど導入に向けて検討中である。

また、自然食品志向に着目して、これまで利用されなかった山菜等を地域の資源として見直し、加工方法を開発するなど、地域の新たな特産品の開発を図ることとして、この分野の先進地の視察等をとおして新たな特産品の取り組みを検討している。

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本市における松くい虫の被害対策として、薬剤空中散布は、経費、効果の面においては優れているものの、事故、環境等の面から見た安全性において問題があることから、本市は、平成 16 年度より福部町海岸部の松林以外のエリアでの薬剤空中散布を取りやめている。

内陸部の松林は、松枯れの進行はあるものの、自然ぼう芽による広葉樹への移行が進んでいること、また、本市として最も重要な海岸部のクロマツ林の被害は特に深刻で、景観や各種災害面で大きな問題となっており、今後の松くい虫の被害対策は海岸部の松以外の樹種の成育が困難な区域を中心に実施することとする。具体的には、保全すべき松林のエリアを海岸部へ集中させ、高度公益森林（森林病虫害等防除法規定）のうち、可能な区域については地上散布と伐倒駆除を実施し、左記以外の高度公益森林と地区保全森林においては伐倒駆除を実施する。また、海岸砂丘地内（国立公園内）特別防除実施区域に隣接する高度公益森林、及び景勝地内（湖山池・青島）の地区保全松林については樹幹注入を実施する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、市長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、県と協力し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害

防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林管理巡視業務等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、「鳥取市森林等の火入れに関する条例」に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

対象森林の区域（林班、小班）被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林を記載

地域	林小班	面積（h a）
鳥取地域	4 林班、5 林班、6 林班、7 林班、8 林班、9 林班	5 9
福部地域	3 6 林班 BCF、3 7 林班 BCE	1 0
面積		6 9

(2) その他

なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

林業構造改善事業等により施設整備を済ませている安蔵森林公園を取り巻く区域、及び山陰海岸国立公園内の生活環境保全林として整備した区域を保健機能森林の区域として次のとおり定める。

地域	林小班	面積 (h a)
鳥取地域	145～146林班	128.42
福部地域	38-D	31.55
面積		159.97

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採方法	択伐を基本として、多様な樹種からなる保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ利用者の憩いの場となる森林に誘導するとともに、積極的に保健機能森林として整備し、機能の増進に努める。
造林・保育	定めない

3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

定めない。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (標準伐期m)
ヒノキ	15
スギ	16
その他広葉樹	10

4 その他必要な事項

なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

- (1) 植栽によらなければ確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) 公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	現状 (参考)	
	位置	規模
ふるさと林道安蔵線	安蔵～北村	L=8,535m
林道三滝線	河原町北村	L=3,400m

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

木材価格の下落等で林家の経営意欲は大きく低下しており、木材等生産機能による地域の活性化を図る状況とはなっていない。

保健文化機能を有する高山周辺は、平成 22 年、ふるさと林道安蔵線の完成にともない、安蔵（鳥取地域）と北村（河原地域）が結ばれ、平成 17 年 10 月には森林農地整備センターが施工した大規模林道の開通により河原地域と三朝町が直接結ばれていることから、この林道周辺に位置する安蔵森林公園、三滝林間施設を活用し、今後多くの市民が保健文化機能を享受し、あわせて周辺山村地域の活性化につなげていきたい。

市街地東側に隣接する太閤ヶ平周辺の旧城山国有林は鳥取自然休養林に指定されており、利便性のよさから多くの市民がウォーキングなどの健康づくりやバードウォッチングを楽しんでいる。また、鳥取城跡のある久松山とあわせこの一帯は高い文化性を有していることから、平成 18 年度には「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」が策定された。この事業計画には太閤ヶ平周辺の環境整備事業も計画されており、鳥取市のシンボルとして多くの観光客、市民が憩うエリアとしていきたい。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画は以下のとおりである。

施設の種類	現状		計画	
	位置	規模	位置	規模
安蔵森林公園	安蔵	森林体験交流センター 460 m ² キャンプ場 11 サイト 林間広場 2 h a 遊歩道 4,500m バンガロー 5 棟		
三滝溪周辺林	北村	遊歩道 1 k m キャンプ場 20 サイト コテージ 1 棟 バンガロー 3 棟 休養施設 1 棟 バーベキューハウス 1 棟		

三角の森	用瀬	遊歩道 100ha		
中津美溪谷	屋住	四阿 150ha	屋住	遊歩道 100ha

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本市の連合婦人会が中心となって結成された「鳥取市女性の森グループ」がとっとり出会いの森の一角に取り組んだ女性の森（0.62ha）は、住民参加の森づくりの先駆けである。

本市が単独で実施している森づくり市民活動支援事業も地域住民の参加による森林整備を目的としたものであり、「鳥取市女性の森グループ」「鳥取市賀露町自治会」が千代川源流の奥地で森林保全活動に取り組んでいる。当面この二つの事業を充実させることに努力する。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携を密にして林業先進地視察や間伐講習会などを積極的に支援するとともに県などが行う講習会等にも参加を呼びかけるなど、林家の森林施業意欲の向上に努めるものとする。

(2) 市有林（市行造林）整備に関する事項

鳥取市では市有林は、531.7ha、市行造林 649ha の計 1180.7ha を有しており、内人工林は 981.3ha である。（平成 18 年度版市政の概要）

これらの市有林（市行造林）は、森林組合等に保育、間伐等を委託して施業を適切に実施している。

なお、「とっとり共生の森育成支援」事業のフィールドとして、鳥取市若葉台の市有林、鳥取市安蔵の市行造林地を選定し、当事業の先駆的な役割を担えるよう推進し、あわせて適切な整備を図る。

(3) 国有林に関する事項

本市内の国有林のうち「レクリエーションの森」として鷲峰山風景林、三王滝風致探勝林、扇ノ山風景林、三滝峡風景林、鳥取自然休養林が指定されており、各地とも登山・散策する市民の憩いの場となっている。特に鳥取自然休養林については、市街地から近いこと、また鳥取森林管理署の整備が適切に行われていることから、大勢の市民が足を運んでいる。この「レクリエーションの森」を管理運営する協議会の場で、市民がより一層森林に親しめるようになり、森林に対する意識が向上するよう、各種関係者と連携を密にし、協議を行っていく。

【別表 1】

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別表 1 - 区①のとおり	12,079
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区②のとおり	7,140
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区③のとおり	105
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区④のとおり	3,874
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別表 1 - 区⑤のとおり	22,249

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模を縮小した伐採を推進すべき森林	別表 1 - 区①のとおり	12,079	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 - 区②、③、④のとおり	11,119	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

別表1-区①

(各林小班は一部)

水源涵養機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
20	A	354	A~D	551	A,B,F,G,H	736	A~K
68	B,C,D	355	E,F	552	A,B,C,E	737	J,K
69	A,G,H	356	D	553	A	742	K
70	A,B,C	357	A~E	554	B	743	C,D,E
71	C	358	A,B	557	A	744	A~K
72	A,B,C	359	A	563	A~C	745	A~I
98	B	360	A,B	564	B~G	746	D~F,J~M
99	E	361	A	565	A~J	747	F~K
105	J	362	A,B	566	A~I	748	A~C,E, G~J
107	A~E	363	B,D,E,F	567	A~F,I,K	749	B,C,D
112	D,E,F	364	A~E	568	E	750	B,G,H
113	C	365	B~F	569	A,B,D~H	751	A,C,D,F
131	F,H	366	C~H	570	A,B,C	752	A~D,G
135	G,H,I	370	A	571	A	753	B,C,D,H
136	B,D~K	371	A~I	572	A,B	754	B~F
139	H	372	A~D,I,J,K	573	A,B	755	A,B,C
140	C,D	376	C,E,F	574	C	756	H
142	A,B,D	377	E,F	575	A~D	760	A~D
143	B,F,G	379	A,B,C,G~J	576	A,B,C	764	C
144	A~E	380	A~E	577	A~E	612	A~E
145	A~E	381	G	578	A,B,C	614	A~H,K
146	A~G	382	I	579	A,B	615	B~K
148	B	383	A~H	580	A~F	616	A~F,L,M
176	E	384	A~F	581	A,B	617	A,E~I
313	C,D	385	A~G	582	A	618	A~H
314	A~E	386	A,B,C	583	A,B,C	619	B~D,F~J
315	A~E	387	G,H,I,L	584	A,B	620	A~H
316	A,D	399	A,C~J	585	A,B	621	A~C,E~I
320	G	400	C	586	A,B,C	622	A~E
321	A,B,D,~G	401	C~F,I	715	D~H	623	A~D
322	A~G	403	A~J,M~P	716	C~F	624	A~F
323	A~F	404	A,B,D~I	717	B,C	625	A~F
324	A~C	405	A	718	B,C	626	A~H
325	B,C,F,G	406	A~D	719	B~E	627	A~I
326	C,D	407	B~J	720	C,E,F,G	628	A~H
328	B~H	408	C~F	721	C,G,H	629	A~G
329	A~H	409	A,B,C,E,F,G	722	D,E,F	630	A~F
335	A,B,C,D	410	B~F	723	B,C,D,I,J	631	A~E
338	B,C	411	B,C	724	B,D~M	632	A~J
339	A,B,E,F,G	412	A~E	725	I~O	633	A~K
340	A~F	413	A~D	726	D~F,L~ O,Q,R,U,V,	634	A~F
341	A~H	414	A~E	727	C,E,F	635	A~D
342	A,C	416	A~G	728	A,B,C	636	A~H
343	C,D	417	B,C,E,F,G	729	G~J	637	A~E
348	A~H	968	E	730	A,B,C	638	A~F
349	A~G	540	B	731	D~G	639	A~H
350	E~H	546	A,C~K	732	B,D~H	640	A~G
351	A,B,F	547	A~G	733	B,C,E~I	641	A~F
352	C~F,K,L	548	C,D,E	734	A~H,J,K	642	A~E
353	A~I	549	B~E	735	A,B	643	A~F

水源涵養機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
644	A~L,N~P	838	G,H				
645	A,F~P	839	A~F				
646	A~H,K,K	840	B~H				
649	A	841	B~E				
650	B,D~G	861	B				
651	C~K	903	A,B				
652	A,B,D~H	904	A,D				
654	B,C	922	F				
655	G,H,I	924	A~I				
657	B~J,M~O	925	A~F				
658	A~E,H,I,K	929	A				
660	D,F,G,H	931	A~D				
661	A~E	932	A~F				
662	A~C	936	A				
663	D~J	937	B				
664	E,G,H,I	938	D				
665	A~N	941	C				
666	A~K	942	A				
667	A~J	943	A				
668	A~F	945	A,E				
669	A~I	946	A~G				
670	A~E	947	A~G				
673	B,C,D	948	A,B				
674	A~G	949	D				
675	A~F	950	B~F				
678	A~G	951	A,B				
679	A~L	952	E,F				
680	A~M	953	A~E,G				
681	B~I	954	A~E				
682	A~H	955	A				
683	D~Q	967	C~H				
684	A~P						
685	A~I						
686	B~F,H						
687	A~K						
688	A~L						
689	A~D,G						
690	A~I						
691	A~G						
692	A~L						
693	A~I						
694	A~N						
695	A~H						
696	A~L						
697	A~H						
698	A~V						
699	A~N						
700	A~G,I~L						
701	A~I						
702	B~D,G~K						
703	A~K						
834	B,C,D						
835	A,B						
836	A~E						

別表1-区②

(各林小班は一部)

山地災害／土壤保全機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
3	G,H,I,M	89	D,E,L,N	171	A,C,H,L	189	A
4	B	90	A~H	172	B,C,D,F	301	A
5	D~J	91	A,B	173	B,C,E,G,H,I	302	A,E
6	A,B,H	94	C,D,E,G	175	A~E,J,L	303	B,C,F,H,I
9	B,C,D,G	95	E,F,G	176	A~F	304	E,F
13	A,B,C	96	D,E,F,G,I,J	177	D,F,G	305	A~F
14	A~E	98	A,D	178	D,E,F,K	306	A,B,D,E,F,G
17	A,B,D	99	D,E,F	179	C,D,G	307	A~H
20	A,B	102	C,D,E,G	181	A,H,K	308	A~E
21	A,B	104	N	182	C~F	309	A~G
23	A	105	A~I,K,L,M	183	C,D,E	310	A~E
26	A,D,K,L	108	J	185	A,D,E,G,H,J	312	B,C,D~G,J
28	A,B,D,E	111	H,I,J	186	A,B,D,H,I	313	A~D
29	B~F	114	E,H	187	B,C,D,F,G	321	B,D,E
31	B	115	H	188	A,D	322	B,D,E,F,G
32	B,I	116	B,C,E,F,G,J, K,L	190	E	323	A
33	B~E	117	F,G,K	191	A,B	327	I
34	A,E	118	D,E,G	193	A~D	328	C,D
36	A,B	119	B,C,D,F	194	B,D,E,G	331	A~C、F,G
41	G	120	G,H,I	195	B,D,N,O	332	F
42	B	122	C~H	196	B~G,J	333	E
44	A,B,I	123	A,C,D,E	198	C,D	335	A,B,C,F,G
45	A,C,D,F,G,J ~N	124	B,C	199	A	336	G,H
47	C,D,G,H,J ~N	125	E	201	F	337	A
48	E	127	B,D,E,F	202	F	339	D
49	B	128	D,E,H,I	204	C,F	340	D
51	A,C	129	A,B,C	205	F	342	B,E
53	C~F	131	B,D,G	207	A	345	B
56	F	132	C,R	208	C,E	347	A,D
57	E,F	133	B,D,E,H	7	B,I~K,M,N	348	A,B,D
58	I,N	134	B,H,I	8	B	350	A,E~H
59	B	135	A,B,E,F	18	A,C	351	A,B,D~G
62	A	137	F	19	D	356	B
63	F	141	A~E	60	D	357	E
64	B~G	150	E,F,G	72	A	358	A
65	A,D,E,F	151	A~E	75	D,E,F,G	362	E,F
66	A~E	152	A	78	G~K	364	C,D,E
67	A,C,D	153	B,G,I,J,K	79	B,D,H,I	365	F,G,H
69	C,D,E	154	C	97	D	367	A,B,F,G,I,J
70	C	155	C,E~H	100	A,B,D,E,G	368	A,F
71	A~E	158	D,E,H	101	B,C	373	A~K
73	C	159	C,D,F,G,H,J, K,L	106	A	376	D,E
74	B,C,H,I,J	160	A,B,F,G,K	110	C,D	379	N,O,Q,R
80	D	164	C	113	F	381	A,B,E,F,G,N
82	G,H	165	A,D,G,H	116	D,E	386	B,H
83	A,E	166	B,C,D	139	E,G,H	387	J,K
84	B,D,I	167	A,C,D,G	140	B	399	B,H
85	A,B,G	168	B,G,J	143	A,C,D,E,F	401	A,B
86	C	169	E,G	157	A	402	F~J
87	C,D,E,F	170	A,B,C,E,G	174	A,B	404	E

別表1-区②

(各林小班は一部)

山地災害／土壤保全機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
407	L	514	A,C	757	B~D,H~P	649	A
415	G	515	F,G,J	758	A,C,G	650	C、F
314	A	516	D,G	761	A,C,E~I	652	C~F、I,J
320	G	517	D,E	762	A,C	654	A~D,F~H
326	D	518	A,C,F~J, L,M	763	B,E~I,K	655	B
338	B	519	A,B,E,F	764	B,G,H	658	E
349	G	520	A,B,F	538	A,C	659	A、F
352	D,E,L	521	A	541	A	675	A~D
353	A	523	B,C,F~J	542	B,C	686	E、G、H
354	A	524	B,E	549	B,C	687	A
363	C,D,E	525	A~D	552	H	688	B~D
366	F	526	A~D	562	C	692	AD
403	I,J,K,L	527	A,B,E	566	B,C	697	G
409	D	528	E,F	568	A,E	640	F
416	F	529	B	569	C,D	644	K,M
420	D	530	B,C,D	575	B~D	645	C,D,E,G
421	E,J	533	C,D,E	576	A,C	653	J
427	A~E	535	D~G,K	581	B	657	I
428	A~D	536	A,B,D,E	583	C	673	D
430	A,B	537	A,C,D,E,G	584	A,B	674	A~D
436	B,E,F,G	539	B~E	588	A,B	801	E
437	A,D,F~I	540	A,B	590	A	803	A,B
439	D,E	546	A,E~K	591	B	805	B,C,D,G, H,I,L,N
440	E,F	547	B,D	592	C,D	806	C
442	A	559	A	596	D	807	C,D,E,I
446	C,D,E	561	B,C,D,E,H	597	A,B,C	808	A,B,D,E,F
447	B~H,J	586	A,B,C	598	D	809	C,D
423	B,C	602	A~E	600	B~F	811	F
432	B,C,D,G	603	B,C	601	A	812	A,C~G, J~M
433	A,B,C,J,K	606	C	604	A	813	B,E
434	B,D,E	608	C,D,F	714	E	814	B,E,F
441	D	715	B,D,F	716	G,H	822	F~J
445	E	718	D,E	717	B,C	823	B
448	D,E,F	719	A,C,F	726	S,T	827	B,C,E
449	J	721	E,H	751	C	828	B
450	B,C,D	722	B,E,H	752	A	830	B,F,G,I
451	D,E	723	A,C,E,F, H,I,K,L	760	A~E	831	B,F
452	A,B,D	724	B,C	611	F	832	A,B,C,E,F
501	A,C,D	725	A	618	A~G	833	C
502	A,B	729	A~D,H,J	619	B~D	834	A,B
503	B	731	L,N	621	A、D、G	836	A,C,E
504	C,D	733	B,C,D	623	A、D	837	A,C,D,E
505	A,B	745	L	624	A、D~F	838	A~F,H
506	C~F	746	B,C,F,G	625	C~F	839	A,F,H
508	C	747	D,E,F,L,M	628	H	842	A,D
509	A,I,J	748	B,F	629	A~G	843	C,D
510	D,E~H	753	L,M,P	634	E	852	E
511	C,D,E	754	E,F	635	A	853	A~D
512	A,B,D	755	B,G	636	G	854	A,E~K
513	A,D	756	A,E,F,G	646	E	855	A

山地災害／土壤保全機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
856	A,B	940	E				
857	A	945	A,B				
858	A~E,G	946	B				
859	A~D	948	F				
860	D	949	A,B				
861	A~D	951	B,E				
862	A~H	952	A				
863	A,C,E,F,G	953	F				
864	A,B,C	955	H				
865	A~E	956	A,D,G				
866	A,G~L	957	C~F,K				
867	A,B,M	958	B,D,E,F				
868	A,G	963	A,B				
869	G,I	815	H,I,J				
870	A,B,F	820	D,E,F				
872	G	821	A,E,F				
873	A	824	A,C,D				
874	A	885	A				
875	I,J	888	B				
877	B,C	899	D,E				
878	A,E	900	B				
879	A	902	D,E				
883	A	903	A,B				
887	B	904	A				
890	C	918	H,J				
891	C	924	E~I				
892	A~D	930	E,F				
893	A,B,E~H	934	A,B				
895	A,D	935	A~D				
896	C	939	D				
897	A~C	941	A~C				
898	E	942	A				
901	A,B	944	A,B,C				
905	C~F	950	C,D				
906	A,C	968	A,B				
907	D						
908	B						
909	B,D~F,H,J						
910	A~D						
911	G						
912	A,C,G						
913	A,F,G,I						
914	A,B						
915	A~H						
916	A~I						
917	A~D						
927	B~G						
931	A,B,C						
933	A~C						
938	A~D						

別表1-区④

(各林小班は一部)

保健機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
2	A~H	727	B~D,G,H, J,K	871	A~J		
3	A~F,H	737	A~K	874	A		
34	C,D	738	B~L	920	A~E		
100	C	739	A~G	921	G,I		
124	B	740	A~Q	922	A~I		
200	F	741	A~J	923	A~J		
10	B	742	A~K	926	A~F		
146	A~D,F,G	743	A~C	927	A,F~L		
330	E	756	G	928	B~F,H,I		
360	B	761	D	930	A,B,D		
361	A	550	A	933	E,F		
388	A	567	BG,~J	959	A~D		
389	A	568	B~F	960	A~C		
390	A	574	C	963	A,B		
391	A~C	582	A	841	G		
392	A	585	A,B				
393	A	586	B				
394	A	730	A,C				
395	A	736	H				
396	A	630	E				
397	A,B	647	C~L				
398	A~D	648	A,B,G~J				
402	H	654	E,H				
417	H	655	G				
418	A~E	676	A~F				
419	A~F	677	A~F				
420	A~C	689	E				
422	D	689	F				
454	E~G	801	A,B				
455	A~I	804	H				
456	A~E	805	A,D,E,K,L				
457	B~E	815	A				
505	A,F	816	J,K				
521	B	818	A,B,D				
544	B~F	819	B,C				
545	A~H	822	G				
548	A~G	827	E,F				
549	A~G	829	E				
551	A~E,G,H	843	A				
552	C~G	844	A~J				
553	B~F	845	A~I				
554	A~E	846	A~J				
555	A,C~F	847	A~L				
562	B	848	A~H				
575	C	849	A~F				
587	A	850	A~G				
720	F,H	851	A,B,C				
721	A,B,D~F, I~K	852	A~D				
723	A,C,E,F	859	D,E				
724	A,C,D,K,L, N~Q	860	A,B,C				

木材生産機能			
林班	林班	林班	林班
46	708		
48	709		
49	710		
53~79	833~840		
81	845~866		
90	880~884		
93	887~889		
95	891~893		
97~113	895~906		
121~152	920~927		
166	931		
167	932		
171	937		
175	938		
179	945~955		
337~358			
362~365			
368~387			
368~387			
399~417			
427			
428			
430			
437			
448			
451			
452			
538~540			
542~549			
551~608			
714			
715			
717~727			
729			
731~734			
736~757			
610			
611			
618~640			
646			
649~652			
654~661			
665			
666			
667			
669			
681			
682			
683			
686~703			